

令和 7 年 8 月 会 議

第 26 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和7年8月26日(火)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 8 番	木 村 寛	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫

欠 席 委 員

議席番号 7 番 早 川 晴 子

出 席 推 進 委 員

第1地区担当 山 田 英 毅 第2地区担当 峯 山 健 吾

欠 席 推 進 委 員

第3地区担当 志 澤 輝 彦

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 20 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 21 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 22 号	非農地証明願について
議案第 23 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
議案第 24 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第 25 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
議案第 26 号	引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について

報告第 5 号 専決処分等について

議決事件及賛否の数	別紙記載のとおり
議 事 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による
採 決 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 西 忠 彦
次 長	鈴 木 武 志
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 美 咲

9 時 31 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）《挨拶》

令和 7 年 8 月 26 日、第 26 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日 7 番早川 晴子委員、第 3 地区志澤推進委員におかれましては、所用のため欠席の報告をいただいております。したがって現在委員数は 12 名、推進委員は 2 名でございます。定足数であります、在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、1 番森山委員、2 番比留川 賢次委員のご両名にお願い申し上げます。次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、農地法第 5 条に係る資料 1、資料 2、非農地証明に係る資料 3、総会前と総会后協議会資料のほか、本日皆様の机上に、諸般の報告、農政時報をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思います。今後の予定について申し上げます。9 月 2 日第 28 回 J A さがみあやせ農業収穫祭実行委員会、J A さがみ綾瀬支店において、会長が出席される予定でございます。9 月 18 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 2 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 7 年 9 月（第 27 回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。25 日、令和 7 年 8 月第 27 回農業委員会総会、議会棟全員協議会室において委員全員が出席の予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第 3 条許可申請 1 件 556 平方メートル、法第 5 条許可申請 2 件 2,930 平方メートル、非農地証明 1 件 975 平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定 14 件 14,882 平方メートル、相続税納税猶予証明 1 件 4,690 平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明 3 件 7,791 平方メートル、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明 1 件 4,342 平方メートル、法第 3 条届出 1 件 4,224 平方メートル、法第 4 条届出 1 件 506 平方メートル、法第 5 条届出 3 件 1,383 平方メートル、でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいた

できますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第 1 号、議案第 20 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 6 番について、議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 6 番でございます。申請地は[REDACTED]、地目畑、現況畑、地積 556 平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、7 ページをご参照願います。申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転でございます。譲受人は、自作の畑 2,393 平方メートルを耕作し農業経営を行っており、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人及び妻の 2 名、従事日数は 200 日です。したがって、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当していません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君）本件について、8 月 19 日、第 1 班私のほか、森山委員、比留川 賢次委員、事務局 2 名で、現地調査をいたしました。なお、本日の審議案件につきまして、全て同日、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

今回の許可申請地は、[REDACTED]、556 平米です。現地はネギ、ナス、落花生、ゴーヤが栽培されており、農地として適正に管理されておりました。今回の許可申請事案につきまして、第 1 班としましては、許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件についての地域の担当委員は私でございますので、発言をさせていただきます。

○14 番（古塩 貞夫君）18 日に、現地を見てまいりました。多種多様な作物を作っているんですけど、この時期にだったら半月もすればあの程度伸びるかな、というような雑草が少しありましたが、畑としての肥培管理はちゃんとできていますので、この権利の移転に関しては特に問題はないと私は思います。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

次に、日程第2号、議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号7番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号7番でございます。申請人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]外2筆、地目畑、地積合計2,408平方メートルでございます。場所につきましては、9ページをご参照願います。転用目的は駐車場、転用理由は、近隣事業所の従事者用駐車場用地確保のためとのことでございます。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料1に申請図面等でお示ししてございますので、そちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、隣接農地との境界にCBブロック2段積み、メッシュフェンスを施工して外部からの侵入を防ぎます。敷地は碎石敷き転圧後開粒度浸透アスファルト施工し、雨水は敷地内浸透とします。出入口には停止線を表示して歩行者等の安全を確保します。駐車場として利用するため騒音、渋滞等十分に注意して利用し近隣住民の環境、安全に配慮して利用します。工期は資料7ページのとおりに許可日から2か月でございます。立地要件は神奈川県で定められます転用許可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表が地域担当員でもあります。併せて報告を願います。 3番 笠間委員

○3番(笠間 保一君) 今回の許可申請地、[REDACTED]外2筆、合計2,408平米につきましては、下草が生えていましたが、耕うん状態であり、適正に管理されておりました。許可申請地は、第2種農地に該当し転用可能な農地であります。第1班としましては、転用はやむを得ないと判断いたします。

次に、地元委員として発言いたします。8月18日、現地確認を行い、代理人に面会してまいりました。許可申請地は、近隣工事現場の臨時駐車場として、2年間使用し、その後、農地に復元したものです。譲渡人も高齢になり、農業経営が難しくなったので、転用して土地活用を図りたいということでした。地元委員としては、農地が減少することは残念な思いですが、第2種農地に該当し転用可能な農地であることから、転用はやむを得ないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（ ） 私申請代理人の（ ）の（ ）と申します。どうぞよろしくお願いいたします。質問事項について説明させていただきます。

1. 転用を行う理由とこの地を選定した理由について。申請地は、綾瀬市（ ）外2筆の2,408平米になります。選定した理由については、（ ）において、（ ）が運営する（ ）の稼働に伴い、入居テナント企業が運営するに当たり、従業員通勤車両や社用車の駐車場のため、駐車場用地を確保する必要があります。候補地の考え方については、本施設は高機能物流センターとして建築され、11,700平米超の大規模施設であり、多くの雇用が想定されるため、一度に多くの車両駐車スペースを確保できる本施設に隣接する場所であることを選定の条件とし、（ ）で適当な駐車場スペースを確保できる既存の駐車場

の施設を探しました。しかしながら運営に必要とする車両台数を確保できる駐車場を見つけることができませんでした。そのような中で、必要な駐車スペースが確保でき、なおかつ本施設に隣接し、地権者の理解が得られた本地を申請地として選定いたしました。

2. 土地利用計画及び施設の概要について、本施設は[]のテナント企業及び社用車の駐車場として、64 台の普通自動車の駐車場の計画をしております。施設の概要については、隣接農地との境界に CB ブロック 2 段を積み、メッシュフェンス 1.2 メートルを施工して無断立入りの防止及び隣接農地への汚水、土砂の流出を防ぎます。道路側については、既存 CB ブロックにメッシュフェンス高さ 1.2 メートルを施工して、外部からの侵入を防ぎます。敷地内については、砕石 10 センチ、転圧後浸透アスファルト施工します。基本的に雨水は敷地内浸透とします。出入口については停止線を表示して歩行者の安全等を確保します。

3. 転用計画と周辺への防除対策等について、転用計画については[]のテナント業者、社用車の駐車場として利用します。周辺の防除対策については、今述べたように、隣接農地にはブロックを積んで、土砂の流出と雨水土砂、雨水の流失を防ぎ、近隣農地への被害を防ぎます。

4. 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工期については、令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日の 2 か月を工期としています。工事期間中の安全対策については、申請する駐車場用地南側には住宅が広がり、また西側に学校があるため、地域住民や児童等への工期中の環境及び安全等を確保するために、十分に配慮いたします。特に子供たちに、安全上の問題がないように、工事期間中には警備員を配置して誘導等を図ります。

5. 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、隣接する農地の所有者に対しては、工事計画、事業計画を説明し、隣接耕作者の承諾書を申請書に添付してあります。また、近隣自治会から、土地利用の説明をして、理解も得られております。

6. 施設の管理計画について、基本的に本駐車場については、日勤者の駐車場、おおむね 8 時から 6 時の駐車場を予定しております。管理者は、運営事業者である []が施設の管理を行う予定です。以上であります。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号8番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（古賀主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号8番でございます。申請地は■■■■、地目畑、現況畑、地積522平方メートルでございます。転用目的は駐車場でございます。転用理由は隣接事業書の駐車場用地確保のためとのことでございます。権利の種類につきましては賃借権の設定、農地の区分につきましては第3種農地でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。また、資料2に申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、北側及び東側は地先境界ブロックを設置、南側はコンクリートブロック1段及び3段積を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。敷地内は砂利敷とし雨水浸透枳1か所を設置します。土地利用計画につきましては、資料5ページをご参照ください。工期は資料6ページのとおり許可日から21日間でございます。立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第3種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい

ただいている第1班の代表の委員より報告をお願いします。 3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）今回の申請地は、[REDACTED]、522 平米につきまして、耕うん状態であり、適正に管理されている農地でした。許可申請地は、第3種農地に該当し、転用可能な農地であります。よって、第1班としては、転用はやむを得ないと判断いたします。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（[REDACTED] [REDACTED]）本日はよろしくお願いいたします。[REDACTED]の[REDACTED]と申します。先ほど議長からご質問いただきました案件につきまして、私のほうから回答させていただきます。

1、転用を行う理由と、この土地を選定した理由について、現在私のほうはですね、自動車部品の製造及び販売を事業として行っていますが、製品の搬出搬入に伴う、大型トラックの駐車場、いわゆる待機場所が手狭になりまして、路上待機を防ぐため、大型トラック3台分の駐車場を確保する計画をいたしました。トラックは、出入り業者の車で、不特定ですが、大型で多くは10トン車、長さで10メートルほどのトラックとなります。また、弊社はトラックを所有しておりませんので、自社、いわゆる私どもの車の駐車場ではないことを申しつけ申し添えます。申請上、選択、選定した理由といたしましては、候補地は現在の事業所南側に隣接しており、3台の大型トラックが待機できて、転回することも可能

な面積であることを考えました。また、事業地と高低差もなく、小規模な工事で造成できることから、所有者である■■■■様に相談し、承諾を得ました。

2 番、土地利用計画及び施設概要についてです。西側市道を入り口にして、東側に向かって下り勾配をつけます。敷地内は厚さ 20 センチの砂利敷きで整地し、北側に 1 台、南側に 2 台の待機スペースを設けて、中央部分は転回広場といたします。また、1 番低い場所、南東の角になりますけれども、こちらに雨水の浸透枡を 1 か所設置いたします。北側及び東側は幅 12 センチの境界ブロックを並べ、区域を明確にして、南側は幅 15 センチのコンクリートブロックを 1 段ないし 3 段を積んで、民地への土砂及び雨水の流出を防ぎます。

3 番、転用計画と周辺への防除対策等について、現在の畑より全体的に地盤を切下げ、厚さ 20 センチの砂利を敷いて、西側市道の入り口から東側に向かって下り勾配をつけるので、道路に土砂や雨水を流出することはありません。また、北側と東側は弊社の工場が勾配により、雨水浸透枡にて処理して、雨水が流出することがありません。南側、幅 15 センチのコンクリートブロックを 1 段ないし 3 段積んで隣接、隣地への土砂及び雨水の流出は防ぎます。

4 番、工程及び工期並びに工事期間中の安全対策について、まず、土地のすき取り、排水から始まりまして外周のコンクリートブロック積み、地先ブロックを設置して隣地への土砂、雨水の流出を防ぎます。その後、路盤形成、砂利敷きの整地をして完成します。工事期間は全体で 2 か月を計画しております。造成工事に伴う重機及びタンカーは西側市道から出入りしますが、出入りの際は、誘導員を配置して、交通事故がないように、安全万全の注意を払って、作業をさせます。

5 番、隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、隣接農地はありません。また、周囲は弊社が借地しています土地と、綾瀬市の市有地でございますので、隣接説明はしていません。

6 番、施設の管理計画について、私が工場長でございます。工場長として当工場の運営管理全般を法人代表者により任せられております。よって私が責任を持って管理いたします。安全を確保して、西側市道及び南側官地に被害が出ないように注意を払って対応したいと思っています。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。私も現地確認を行い、申請人に会ってまいりました。先ほど第 1 班の代表の方から報告がありましたとおり、耕うん状態にあり、第三種農地に該当し転用可能な土地であることから、転用はやむを得ないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 8 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

それでは、日程第 3 号、議案第 22 号、非農地証明願について、整理番号 1 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。議案第 22 号、非農地証明願について、整理番号 1 番でございます。申請地は[REDACTED]、地目畑、現況宅地、地積合計 975 平方メートルでございます。神奈川県では、農地法の適用を受けない土地にかかる運用指針を定めており、現況が農地ではなく、復元が困難と認められる農地については、各農業委員会の判断により、農地法の対象から除外する非農地とすることができ、本件はその証明願があったものでございます。現況は宅地で、非農地理由は、平成 4 年頃から駐車場として利用していました。申請地は、現況が農地ではなく、農地に

復元することが困難な状態であります。したがって、神奈川県で定めております農地法の適用を受けない土地にかかる運用指針に適合してございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外です。場所につきましては、13 ページをご参照願います。なお、配布させていただいております別添資料 3 に現況写真を掲載してございますので併せてご参照願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君）申請地は[REDACTED]、975 平米です。現地は平成 4 年から洗車場として使用されており、コンクリート砂利が敷き詰められ、農地復元は困難な状況にあります。よって第 1 班としましては、非農地証明書の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件についての地域の担当委員は私でございますので、発言をさせていただきます。

○14 番（古塩 貞夫君）現地は、洗車場として使われています。現在の登記上の名義人は[REDACTED]となっております。本人は現在ほとんど植物人間というか、意思疎通ができない状況にありまして、その子供さんが引き継いでいるんですけども、子供さんも孫の世代までこの状況を、違法状況で置きたくないということで、今回申請が出てきたんですけど、確かにしっかりアスファルトをはってあります。周辺には農地がないということとか、いろんな事案を検討すると、復元しろというのは、余りにも酷過ぎるということで、先ほど事務局のほうの説明がありましたように、県の指針市の指針の本来の形ですけど、やむを得ないんじゃないかなということで、私としては、非農地証明を発行しても問題ないというふうに思いました。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。非農地証明について、整理番号 1 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

次に、日程第4号、議案第23号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。初めに新規の促進計画である整理番号61番及び62番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号61番及び62番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は13,932平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目田、地積495平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和7年11月1日から令和10年10月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和7年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、綾瀬市において自作の畑3,214平方メートル、利用集積による畑9,331平方メートル、樹園1,387平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子の3名で、従事日数は360日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。 3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）現地の状況は、孟宗竹と笹竹が混在していましたが、笹竹を整理すれば、筍を収穫できる状態でした。第1班としましては、利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、第3地区の志澤推進委員が、本日欠席となりましたので、事務局のほうで代読いたします。事務局お願いします。

○事務局（小室主査）代読いたします。本日、審議されます農用地利用集積等促進計画の決定について、8月22日事務局職員に同行いただき、現地調査を行ったことをご報告させていただきます。現地の状況は、しばらく作付けされていない状態ですが、借人は熱心に農業に取り組んでおられます。以上のことから、農用地利用集積等促進計画の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 61 番及び 62 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の促進計画である整理番号 63 番から 74 番まで、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 16 ページから 27 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 63 番から 74 番まででございます。農地中間管理権の設定をする者及び設定する土地等は記載のとおりでございます。各借人の状況につきましては、別紙の借人情報をご覧ください。場所につきましては、各案内図をご参照願います。各貸人は、農地の管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。全ての農地において、適切に管理されていることを事務局で現地確認しております。以上により、全ての議案において、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。これらの件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 63 番から 74 番までについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、全て原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5 号、議案第 24 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。整理番号 1 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 28 ページ、29 ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 1 番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。申請地は、深谷南 3 丁目 2430 番 2 外 3 筆、地目畑、地積合計 4,690 平方メートルでございます。場所につきましては、29 ページの案内図をご参照願います。内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者である旨の証明願いでございます。相続開始年月日は令和 7 年 2 月 14 日、都市計画区域等につきましては、市街化区域、生産緑地が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、市街化調整区域農用地外が、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■で相続税納税猶予の適用農地でございます。農業相続人は、耕運機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、母の 3 名で、従事日数は 100 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告をお願いします。 3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君）申請地は■■■■■■■■■■外 3 筆です。■■■■■■■■■■及び■■■■■■■■■■には、柿、里芋、ネギが■■■■■■■■■■及び■■■■■■■■■■には、栗、柿が栽培されており、農地として適正に管理されておりました。第 1 班としては、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行に問題はないと断いたしました。皆さんのご審議よろしく願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。 8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）8 月 17 日の日曜日ですね、現地の確認と武藤さんにお会いしてお話してまいりました。自宅横の裏手の畑には、ナス、キュウリ、ネギ、里芋等が植えられておりました。■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■には、柿、栗が植えられて管理されておりました。現在■■■■■■■■■■さんは■■■■■■■■■■歳の会社員ということでございますが、土日、祭日を使って作業をしていきたいということでした。当日は、奥様も作業されておりました。今後も、2 人で管理していただきたいというお話をされておりました。私個人として、問題はないのかと思います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 1 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第 6 号、議案第 25 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号 3 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 30 ページ、31 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 3 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■外 1 筆、地目畑、地積合計 2,459 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法 第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 8 月 26 日まで、相続開始年月日は、平成 21 年 12 月 21 日で、今回が 1 回目の証明願いでございます。場所につきましては、31 ページの案内図をご参照願います。申請人は■■歳、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人、妻の 2 名で、従事日数は 90 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君）申請地は、■■■■■■■■■■外 1 筆、合計 2,459 平米です。いずれも耕うん状態で、適正に管理されていると認められましたので、第 1 班としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題がないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件につきましては地域の担当委員に補足のご意見の発言を願うところですが、本日、急遽欠席となりましたので、事務局が代読いたします。

○事務局（小室主査）代読いたします。8 月 23 日、現地を申請人に案内していただき、確認してまいりました。もともと、自宅の近くに畑があったのが学校用地になり、代替地として落合の畑を手に入れるが、そこも学校用地となり、代替地として今回の申請地を手に入れました。長らく畑の近くの方に貸していましたが、その方が亡くなり、5 月からは、自分でトラクターで耕うんしています。実際耕うん状態でした。地元委員としては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様の

ご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 3 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおりに証明することに決定されました。

次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号 4 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 32 ページ、33 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 4 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■外 6 筆、地目畑、地積合計 1,050 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法 第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 4 年 8 月 26 日から令和 7 年 8 月 26 日まで、相続開始年月日は、平成 30 年 12 月 16 日で、今回が 2 回目の証明願いでございます。場所につきましては、33 ページの案内図をご参照願います。申請人は■■歳、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子 2 名の計 4 人で、従事日数は 260 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君）申請地は■■■■■外 6 筆、合計 1,050 平米です。現地は一部に里芋が作付されており、ほかは耕うん状態でした。農地として、適正に管理されていると認められましたので、第 1 班としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員が本日欠席でございますので、事務局が代読いたします。

○事務局（小室主査）代読いたします。8月18日現地調査を行い、申請人に面会してまいりました。この農地では、ブロッコリーを作付けして、その後耕うんし、ブロッコリーを植える予定です。申請者は、両親を1年の間に相次いで亡くされ、このような農地の形になったと説明してくださいました。地元委員としては、申請者の農業継続意思を確認できましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおりに証明することに決定されました。

次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号5番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書34ページ、35ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号5番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■外8筆、地目畑、地積合計4,282平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年8月26日から令和7年8月26日まで、相続開始年月日は、平成30年12月16日で、今回が2回目の証明願でございます。場所につきましては、35ページの案内図をご参照願います。申請人は■■歳、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、夫、子2名の計4人で、従事日数は180日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。 3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）申請地■■■■外8筆、合計4,282平米です。現地はイチゴ栽培のハウスが設置されており、農地として適正に管理されていると認められましたので、

第1班としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題がないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当員として早川委員が本日欠席でございます。事務局が代読いたします。

○事務局（小室主査）代読いたします。8月18日、現地調査を行い、申請人に面会してまいりました。現地はハウスが設置され、イチゴの苗を育成しており、ガラスハウスでは、イチゴを移植する前の土壌殺菌消毒中でした。イチゴは、11月末から6月初めまで直売しているそうです。ここは相続した農地で野菜と、主に苺を■■■■んと、娘、娘婿さんと共に経営されています。周りは住宅地で、匂い、音、ほこりなど、苦情が来て、露地野菜は難しいと話されていました。地元委員としては、申請者の農業継続維持を確認できましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、願い出のとおりに証明することに決定されました。

次に、日程第7号、議案第26号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について、整理番号1番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書36ページから39ページをご覧ください。議案第26号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について、整理番号1番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■外3筆、地目畑、地積合計4,342平方メートルでございます。内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地について、同法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特定貸付けを引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き特定貸付けを行っている期間は、■■■■、■■■■の2筆については令和4年8月25日から令和7年8月26日、■■■■、■■■■については、令

和4年8月25日から令和7年5月28日まででございます。相続開始年月日は、平成21年12月21日で、今回が5回目の証明願でございます。場所につきましては、37ページから39ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢■■■歳、耕運機、トラクター等を保有して、農業従事者は本人、妻の2名で従事日数は90日でございます。以上でございます。

○3 番（笠間 保一君）申請地は [REDACTED] 及び [REDACTED]、[REDACTED]、合計 4,342 平米です。いずれも耕うん状態で、適正に管理されていると認められましたので、第 1 班としましては、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明の発行に問題がないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

(「なし」の声あり)

(賛成委員挙手)

次に、日程第 8 号、報告第 5 号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（中西事務局長） それでは、議案書の 40 ページから 47 ページをご覧ください。

日程第 8 号報告第 5 号専決処分等についてでございます。本件につきまして、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 件、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 3 件、生産緑地地区内行為による通知 1 件がございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項及び第 10 条の規定によりご報告いたします。

います。この届出は、相続により農地の権利を取得した場合、農地のある農業委員会にその旨、届け出なければならないと農地法により規定されているため、届出があったものでございます。届出人、届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。次に議案書 41 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 件でございます。整理番号 3 番でございます。転用の内容は、住宅敷地で地積合計 506 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。次に議案書 42 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 3 件でございます。転用の内容は住宅敷地で、地積合計 1,383 平方メートルでございます。次に議案書 43 ページから 47 ページをご覧ください。生産緑地地区内行為による通知 1 件でございます。生産緑地法第 8 条第 1 項の規定に基づき、区域内に建築物その他の工作物を設置することから市長に通知されたものでございます。設置者、行為地は記載のとおりでございます。行為の目的は、農地の維持を目的としたフェンスの設置でございます。なお、生産緑地の指定は、平成 4 年 11 月 13 日でございます。44 ページに申請書の写しを添付してございます。以上、専決処分等の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 5 号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 7 年 8 月第 26 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10 時 46 分 閉 会